

定 款

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ワンダーシップと称する。なお、必要に応じ小文字標記・括弧書きで「青春の会」を追記して、表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、サミュエル・ウルマンの「青春」の詩を拠り所に共に人生の航路を探求することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 理想の社会づくりのための事業
- 二 自らの生き甲斐づくりのための事業
- 三 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(例会)

第6条 社員総会とは別に、原則として月1回の当法人の社員が集うための例会を開催する。

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人であって次条の規定により当法人の社員（以下、「クルー」という。）となった者をもって構成する。クルーは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、単に「法人法」という。）上の社員とする。

(クルーとしての資格の取得)

第8条 当法人のクルーは、当法人に入会させたい者を第12条に定める船長を経験した者（但し、社員である者に限る。）に事前に推薦し、その者から異議がないことを条件に、所定の申込み手続きを行い、法人法上の理事会である航海会議（以下、単に「航海会議」という。）の承認を得て、入会資格を取得する。なお、クルーは、社会人としての良識を持ち合わせ、年齢38歳以上の者であって、当法人の趣意書に賛同し、当法人の例会に出席できる者でなければならない。

(経費)

第9条 クルーになった時は所定の経費（以下、「会費」という。）を入会1ヶ月以内に支払う義務を負う。クルーは、翌年度分の会費（年額18,000円）を毎年

8月末日までに支払う義務を負う。1年に満たない在籍期間は月割りで計算し、1か月に満たない場合も、1か月分の会費を支払うものとする。

(任意退社)

第10条 クルーは、退社届を提出することにより、退社することができる。

(除名)

第11条 クルーが次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により当該クルーを除名することができる。

- 一 会費納入義務を履行しない場合
- 二 この定款その他の規則に違反したとき。
- 三 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 四 その他クルーとしてふさわしくないと認められる場合

(役員)

第12条 当法人に理事3名以上、監事1名以上を置き、次の役員を置く。

- 一 船長（愛称；キャプテン） 1名
 - 二 副船長（愛称；サブキャプテン） 4名
 - 三 船長補佐（愛称；チーフコム） 1名
 - 四 航海長（愛称；チーフナビ） 若干名
 - 五 顧問（愛称；アドバイザー） 若干名
 - 六 次年度船長（愛称；ネクストキャプテン） 1名
 - 七 次年度船長補佐（愛称；ネクストチーフコム） 1名
- 2 船長、副船長、船長補佐、航海長、次年度船長及び次年度船長補佐をもって、法人法上の理事とする。顧問をもって、法人法上の監事とする。また、船長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は自薦、他薦者の中から船長が推薦し、社員総会の決議によって選任する。

- 2 船長は、航海会議の決議によって理事の中から選定する。
- 3 船長の選定方法については、別途細則に定める。

(役員任期)

第14条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお再任を妨げないものとする。

(総会の構成)

第15条 社員総会は、すべてのクルーをもって構成する。

(総会の種類)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年9月に開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(総会の議長)

第17条 社員総会の議長は船長が務める。

(総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総クルーの議決権の過半数を有するクルーが出席し、出席した当該クルーの議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状による出席及び議決権の行使は、他のクルーに委任したものに限り有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総クルーの議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- 一 定款の変更
- 二 監事の解任
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(社員総会の決議事項)

第19条 次の事項は社員総会の決議を経なければならない。

- 一 年間事業計画及び年間収支予算の決定
- 二 年間事業報告及び年間収支報告（計算書類等）の承認
- 三 理事及び監事の選任並びに理事の解任
- 四 会費の変更
- 五 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(航海会議の構成)

第20条 当法人に法人法上の理事会である航海会議を置く。航海会議は、すべての理事をもって構成する。

(航海会議の決議)

第21条 航海会議の決議は、次の要件を満たした場合に成立する。

- 一 決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 二 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、航海会議の決議があったものとみなす。

(航海会議の決議事項)

第22条 航海会議は、この定款に定める事項のほか当法人の運営に関する一切の事項を審議決定する。

(キャビン)

第23条 当法人の目的達成に必要な活動を行うためキャビンを設置する。

(キャビンの構成)

第24条 キャビンは、航海長1名、クルーの中から選ばれた班長(リーダー)若干名、世話係(セク)若干名、クルーで構成される。

(公告の方法)

第25条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年8月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第27条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 住所 | 岡山市中区平井五丁目4番30号 |
| | 氏名 | 綾 野 富 夫 |
| 2 | 住所 | 岡山市北区奉還町二丁目6番23号 |
| | 氏名 | 井 上 和 宣 |
| 3 | 住所 | 岡山市中区円山155番地1 |
| | 氏名 | 高 祖 淳 三 |
| 4 | 住所 | 岡山市中区古京町二丁目5番25号 |
| | 氏名 | 佐 々 木 篤 |
| 5 | 住所 | 岡山市北区今六丁目9番13号 |
| | 氏名 | 平 林 実 |
| 6 | 住所 | 岡山市北区平田133番地128 |
| | 氏名 | 堀 秀 樹 |
| 7 | 住所 | 岡山市北区東島田町二丁目1番13-1号 |
| | 氏名 | 室 賀 康 史 |

- 8 住所 岡山市南区泉田三丁目7番24-2号
 氏名 山 本 守
 9 住所 岡山市北区一宮45番地
 氏名 吉 原 洋 二

(設立時の役員等)

第28条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 設立時理事 | 前 | 田 | 洋 | 一 |
| 設立時理事 | 岩 | 本 | 達 | 也 |
| 設立時理事 | 富 | 田 | 智 | 之 |
| 設立時理事 | 中 | 川 | 美 | 登里 |
| 設立時理事 | 畑 | 中 | | 泰 |
| 設立時理事 | 檜 | 村 | 伴 | 睦 |
| 設立時理事 | 林 | | 留 | 美 |
| 設立時理事 | 桔 | 梗 | 博 | 充 |
| 設立時理事 | 木 | 村 | 彰 | 仁 |
| 設立時理事 | 松 | 浦 | 広 | 司 |
| 設立時代表理事 | 谷 | 口 | 真 | 吾 |
| 設立時監事 | 平 | 林 | | 実 |
| 設立時監事 | 近 | 藤 | 勝 | 彦 |

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ワンダーシップ設立のため、設立時社員綾野富夫外8名の定款作成代理人司法書士桔梗博充は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年9月26日

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 設立時社員 | 綾 | 野 | 富 | 夫 |
| 設立時社員 | 井 | 上 | 和 | 宣 |
| 設立時社員 | 高 | 祖 | 淳 | 三 |
| 設立時社員 | 佐 | 々 | 木 | 篤 |
| 設立時社員 | 平 | 林 | | 実 |
| 設立時社員 | 堀 | | 秀 | 樹 |
| 設立時社員 | 室 | 賀 | 康 | 史 |

設立時社員 山 本 守
設立時社員 吉 原 洋 二

定款作成代理人

岡山市北区学南町二丁目5番50号
司法書士 桔 梗 博 充
(登録番号 岡山第604号)